有価証券売却益	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
その他	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
15. 営業外費用				
(1)支払利息				
(2)社債利息				
(3)その他				
有価証券売却損	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
貸倒引当金繰入	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
その他	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
(F)経常利益金額又は経常損失金額（(E)＋14. －15. ）				
16. 特別利益				
(1)貸倒引当金戻入益				
(2)商品取引責任準備金戻入				
(3)その他				
固定資産売却益	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
負ののれん発生益	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
その他	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
17. 特別損失				
(1)商品取引責任準備金繰入				
(2)その他				
固定資産売却損	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
減損損失	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
その他	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
(G)税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額（(F)＋16. －17. ）				
法人税、住民税及び事業税（法人税等）				
法人税等の更正・決定等による納付税額又は還付税				
法人税等調整額				
(H)当期純利益金額又は当期純損失金額				

＜損益科目の内訳＞

科　目	内訳科目	当月発生額	累計発生額
営業費用「その他」の内訳	商品取引事故損失		
	値合金		
	その他		
	合計		

（記載上の注意）

1．印影は、印鑑の証明書の交付を受けたものによる押印に限る。ただし、やむを得ない事由があるときは代表者の署名に代えることができる。

2．「帳簿価額」欄には、月計残高試算表の作成日現在の会計帳簿の数値を記載すること。

3．「評価額」欄には、第38条第１項（法第99条第７項（法第211条第４項において準用する場合に限る。）の規定により純資産額を計算する場合に限る。）の規定により記載すること。

4．「当月発生額」欄には、各科目の当月単月の発生残高を記載すること。

5．「累計発生額」欄には、当期首から調書の作成日までのそれぞれの月の発生額の累計を記載すること。

6．「修正後累計発生額」欄には、純資産額規制比率算定の基礎となる純資産額を算出するために必要な調整を行った後の数値を記載すること。

7．「修正金額」欄には、純資産額規制比率算定の基礎となる純資産額を算出するために必要な調整を行うための数値を記載すること。